会議の概要 議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年11月第31回総会を開会いたします。開会時間は午後1時31分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の欠席者はおりません。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号9番櫻井委員と、議席番号10番小林委員にお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」、を説明いたします。議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号について、記載事項を読み上げ、説明)

記載事項の内容から、農地法第3条第2項にある4つの許可要件のうち「農作業従事要件」については、年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については、50a(5000㎡)を超えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2つの要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、八和田地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いいたします。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の八和田地区の委員よりお願いいたします。

12番横瀬委員

はい。12番横瀬が報告いたします。11月24日土曜日9時から農業委員、推進委員、合計8名で本人立会いのもと現地調査を行いました。場所は案内図をご覧ください。全部耕作条件についてですが、田についてはすでに稲を刈り耕した跡があるところと刈り取りされていない場所がありました。刈り取りをしていない場所は猪にやられてしまったところで、今回は刈り取りはしないとのことです。それ以外の畑等についてはすべて果樹が植わっている状態です。去年申請地の隣も取得されていますが、荒れ地だったところを整地開墾され、果樹を植えられています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより議案第1号について質疑をお受けいた します。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙 手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号「農地 法第3条の規定による許可申請書審議について|承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されま した。ありがとうございます。

つづきまして日程3、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」にはいります。今月は2件の申請がありました。それでは申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。命により報告第2号申請番号1番について説明させていただきます。

(議案第2号申請番号1について記載事項を読み上げ、説明)

今回の申請に際し、地元水利組合、隣接土地所有者および隣接耕作者から同意を得ている ことを申し添えます。

本件の農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種 農地に当たると判断されます。第1種農地は原則転用できませんが、住宅への転用は、不許 可の例外の一つである農業の振興に資する施設に該当し、転用は可能となります。

本申請については、9月の総会で皆様に審議していただき、「不許可相当」となった案件で、その後、申請者代理人と地元水利組合のほうで排水方法について再度協議した結果、変更した方法で同意に至りました。先月の総会で取り下げ申請をいただき、今回再度協議していただくことになりました。今回の審議では、排水方法の変更したことにより、地元水利組合や隣接耕作者からの同意を得ることができた点だけではなく、9月総会で内野委員がご指摘された農業委員会としてのスタンスについても念頭に置き、再度審議していただけたらと思います。

最後に調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。

この案件は再提出ということですので、それも踏まえて調査報告をおねがいいたします。 それでは、現地調査報告を調査区担当の小川地区委員よりお願いいたします。

6番田端委員

はい。6番田端が報告します。11月22日木曜日に農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。内容は事務局が報告した通りです。振興センターと代理人、不動産や、水利組合で話をして、下の田に水を流さないように排水方法を変更するということで同意しました。近隣耕作者もそれで同意済です。よろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより議案第2号申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第2号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長

はい。ありがとうございます。賛成多数により、この案件は可決承認されました。 つづきまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。つづきまして議案第2号申請番号2番について説明させていただきます。 (議案第2号申請番号2番について記載事項を読み上げ、説明)

今回の申請については、隣接する農地はありません。

本申請は、「太陽光発電施設の敷地拡張」ということでありますが、元々の申請は議案書で先ほど申し上げた通り平成27年12月21日に農地法第5条として許可されたものです。当時の受人、転用計画者は今回と同じ合同会社です。当初の計画としては、農地9筆を含めた全体面積を太陽光発電施設にするというものでした。その際、今回の申請地の1筆のみは計画から外れていました。当初の申請の工事はまだ完了していませんが、理由書でも申し上げた通りで、計画の変更があり本申請に至りました。

なお、本件の農地区分は公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。最後に調査区は竹沢地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の竹沢地区よりお願いいたします。

3番松本委員

はい。3番松本が報告いたします。去る23日農業祭終了後、農業委員2名、推進委員2名、合計4名で調査してまいりました。場所は案内図をご確認ください。広大な土地にソーラーパネルがほぼ並べきっております。ここの谷津では耕作する人はいないと思います。そういったことから考えても発電施設として利用してもらえるというのは最適ではないかと思います。個人としては賛成です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。補足説明はよろしいでしょうか。

(挙手なし)

議長

それではこれより、申請番号2番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員の方の質疑を受け付けます。質問意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、推進委員のみなさんいかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。それでは採決にうつります。申請番号2番「農地法第5条第1項の 規定による許可申請書審議について」承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員賛成により申請番号2番は可決承認されました。ありがとうございます。

つづきまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」に入ります。

はじめに、小川地区の再設定の申請番号1番から6番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。小川地区の再設定に入る前に、全体的な説明をいたします。農業経営基盤促進法の第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に農用地利用集積計画につきまして承認を求められています。今回の申請の合計は全35件、56筆、7万5469㎡でございます。この申請に基づき、権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることの報告をいたします。

それでは、小川地区の再設定申請番号1番から6番について、議案書の朗読をもって説明 いたします。

(再設定の申請番号1番から6番について、記載事項を説明)

調査地区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を小川地区の担当委員よりお願い します。

1番清水委員

はい。1番清水です。小川地区の再設定について説明させていただきます。現地調査は1 1月22日農業祭の準備後に行いました。農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、合計4名で行いました。

- 1番は大豆が作付けされてあり問題ありません。
- 2番は大豆が作付けされてあり問題ありません。
- 3番は大豆が作付けされてあり問題ありません。
- 4番は水稲が作付けされてあり収穫、耕耘後でした。問題ありません。
- 5番は水稲が作付けされてあり収穫、耕耘後でした。問題ありません。
- 6番は水稲が作付けされてあり収穫、耕耘後でした。問題ありません。 以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、小川地区再設定案件について質疑を受け付けます。この議案につきましては、農業委員、推進員同時に質疑を受け付けたいと思います。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号1番から6番について承認に賛成の方は挙手をお願い します。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。それでは1番から6番については全員賛成により、可決承認されました。

つづきまして、申請番号7番から9番の再設定の大河地区の申請について、審議にはいります。ここで、申請番号8番は議席番号5番の森委員に関わる案件ですので、初めに8番を審議します。つきましては森委員の退席を求めます。

(森委員、退席)

議長

それでは、申請番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号8番について説明します。

(再設定の申請番号8番について、記載事項を説明)

調査区は大河地区となります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございます。それでは、現地調査報告を担当地区の大河地区の委員よりお願いいたします。

8番根岸委員

はい。8番根岸が説明いたします。11月24日土曜日8時半から、農業委員4名、推進委員2名、合計6名で現地調査を行いました。

8番の案件はハウスとなっており、両方とも出荷終了の圃場でした。問題ありません。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、8番の案件について質疑を受け付けます。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。農業委員、推進委員共に受け付けます。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

ないようですので、それでは採決に移ります。申請番号8番について承認に賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。それでは8番については全員賛成により、可決承認されました。 森委員の着席を許可します。

(森委員、着席)

議長

つづきまして、申請番号7番と9番の再設定の大河地区の申請について、審議にはいります。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号7番と9番の再設定について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(再設定の申請番号7番と9番について、記載事項を説明)

調査地区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の大河地区よりお願いいたします。

8番根岸委員

はい。8番根岸が報告いたします。

7番は秋野菜が作付けされてあり問題ありません。

9番は水稲が作付けされてあり問題ありません。

以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、7番と9番の案件について質疑を受け付けます。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号7番と9番について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。それでは7番と9番については全員賛成により、可決承認されました。

つづきまして、申請番号10番及び11番の再設定の竹沢地区の申請についてはいります。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号10番と11番の再設定について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(再設定の申請番号10番11番について、記載事項を説明) 調査地区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の竹沢地区よりお願いいたします。

推進委員尾上委員

はい。推進委員尾上が報告いたします。

10番11番は地続きで管理されており問題ありません。

以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、10番11番について質疑を受け付けます。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号10番11番について承認に賛成の方は挙手をお願い します。

(全員举手)

議長

ありがとうございます。それでは10番と11番については全員賛成により、可決承認されました。

つづきまして、申請番号12番から31番の再設定の八和田地区の申請についてはいります。ここで、申請番号12番、17番及び18番は議席番号7番田下委員に関わる案件、また申請番号31番は議席番号11番千野委員に関わる案件ですので、初めに12番17番18番を審議し、次に31番を審議し、そのあと残りの案件について審議したいと思います。それでは田下委員の退席を求めます。

(田下委員、退席)

議長

それでは申請番号12番17番18番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号12番17番及び18番について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(再設定の申請番号12番17番18番について、記載事項を説明) 調査地区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の八和田地区よりお願いいたします。

推進委員權田委員

はい。推進委員權田が報告いたします。11月24日議案第1号の調査の後現地調査を行いました。

- 12番は麦が作付けされており問題ありません。
- 17番はのらぼう菜、赤大根が作付けされており問題ありません。
- 18番はブロッコリー、白菜等が作付けされており問題ありません。 以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、12番17番18番について質疑を受け付けます。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号12番17番18番について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

ありがとうございます。それでは12番17番18番については全員賛成により、可決承 認されました。田下委員の着席を許可します。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、申請番号31番について審議いたします。千野委員の退席を求めます。

(千野委員、退席)

それでは、申請番号31番について事務局より説明をお願いいたします。

はい。申請番号31番について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(再設定の申請番号31番について、記載事項を説明)

以上、31番の内容説明とさせていただきます。

議長 はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の八和田地区よりお 願いいたします。

推進委員高橋委員 はい。推進委員高橋が報告いたします。11月24日議案第1号の調査の後現地調査を行 いました。

31番はキャベツ、ブロッコリーが作付けされており問題ありません。

以上です。

議長 はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。質問、意見の

ある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号31番について承認に賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員举手)

ありがとうございます。それでは31番については全員賛成により、可決承認されまし 議長

た。千野委員の着席を許可します。

(千野委員、着席)

議長 続きまして、残りの八和田地区の案件について審議します。順次事務局より説明をお願い

いたします。

事務局 はい。ほかの八和田地区の案件について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(八和田地区再設定について、記載事項を説明)

以上、内容説明とさせていただきます。

8 / 11 ページ

議長

事務局

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の八和田地区よりお願いいたします。

推進委員權田委員

推進委員權田です。

13番は水稲用に耕耘されており問題ありません。

推進委員湯本委員

推進委員湯本です。

- 14番は野菜が作付けされており問題ありません。
- 15番16番は地続きで水稲が刈り取られ耕耘されており問題ありません。

推進委員高橋委員

推進委員高橋です。

- 19番は大豆が作付けされており問題ありません。
- 20番は管理されており問題ありません。
- 21番は大豆が作付けされており問題ありません。
- 22番は大豆が作付けされており問題ありません。
- 23番は大豆が作付けされており問題ありません。
- 24番は大豆が作付けされており問題ありません。
- 25番は人参等野菜が作付けされており問題ありません。
- 26番はすでに収穫されており問題ありません。
- 27番は耕耘されており問題ありません。
- 28番は耕耘されており問題ありません。
- 29番は稲が作付けされており問題ありません。
- 30番は稲が作付けされており問題ありません。

以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。質問、意見の ある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。残りの八和田地区の再設定申請について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。

つづきまして、新規の申請に入ります。小川地区から順に審議いたします。まず、申請番号32番につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号32番小川地区の新規案件について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(申請番号32番について、記載事項を説明)

以上、内容説明とさせていただきます。

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の小川地区よりお願いいたします。

6番田端委員

6番田端です。

32番は草刈り、管理されており問題ありません。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。質問、意見の ある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号32番について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。 つづきまして、申請番号33番大河地区について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号33番大河地区について、議案書の朗読をもって説明いたします。 (申請番号33番について、記載事項を説明)

以上、内容説明とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の大河地区よりお願いいたします。

5番森委員

5番森です。

33番は花桃等が作付けされており問題ありません。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。質問、意見の ある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号33番について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。

つづきまして、申請番号34番35番八和田地区について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。申請番号34番35番八和田地区新規設定について、議案書の朗読をもって説明いたします。

(申請番号34番35番について、記載事項を説明)

以上、内容説明とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を担当地区の八和田地区よりお 願いいたします。

推進委員權田委員

推進委員權田です。

34番は水稲が作付けされており問題ありません。

推進委員高橋委員

推進委員高橋です。

35番は耕耘されており問題ありません。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより、質疑を受け付けます。質問、意見の ある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。申請番号34番35番について承認に賛成の方は挙手をお願い します。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。

以上により、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」はすべて承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。命により報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を報告させていただきます。

(報告第1号について記載事項を読み上げ、報告)

以上、報告とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成30年11月第31回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時00分です。